

16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【16-1】議会基本条例の制定状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 287	203 (70.7%)
5～10万人未満 247	171 (69.2%)
10～20万人未満 149	103 (69.1%)
20～30万人未満 47	27 (57.4%)
30～40万人未満 29	16 (55.2%)
40～50万人未満 21	13 (61.9%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 815	555 (68.1%)

【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 287	10 (3.5%)	0 (0.0%)	140 (48.8%)	0 (0.0%)
5~10万人未満 247	14 (5.7%)	0 (0.0%)	120 (48.6%)	0 (0.0%)
10~20万人未満 149	10 (6.7%)	1 (0.7%)	59 (39.6%)	0 (0.0%)
20~30万人未満 47	2 (4.3%)	0 (0.0%)	14 (29.8%)	0 (0.0%)
30~40万人未満 29	1 (3.4%)	0 (0.0%)	12 (41.4%)	0 (0.0%)
40~50万人未満 21	2 (9.5%)	1 (4.8%)	7 (33.3%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)
全市 815	42 (5.2%)	4 (0.5%)	356 (43.7%)	15 (1.8%)

【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 287	73 (25.4%)	10 (3.5%)
5~10万人未満 247	75 (30.4%)	26 (10.5%)
10~20万人未満 149	56 (37.6%)	13 (8.7%)
20~30万人未満 47	19 (40.4%)	2 (4.3%)
30~40万人未満 29	9 (31.0%)	3 (10.3%)
40~50万人未満 21	7 (33.3%)	2 (9.5%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	2 (10.0%)
全市 815	251 (30.8%)	58 (7.1%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	追加している
5万人未満 287	281 (97.9%)
5~10万人未満 247	241 (97.6%)
10~20万人未満 149	146 (98.0%)
20~30万人未満 47	47 (100.0%)
30~40万人未満 29	29 (100.0%)
40~50万人未満 21	21 (100.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)
全市 815	800 (98.2%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(令和3年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	666 (83.3%)	職員の定数	8 (1.0%)
市の基本計画	295 (36.9%)	重要な契約に関するもの	27 (3.4%)
市の基本計画以外の重要な計画	113 (14.1%)	オンブズマンの委嘱等	10 (1.3%)
市民功労者表彰、名誉市民	549 (68.6%)	法人・団体等との協定に関するもの	8 (1.0%)
市民憲章	67 (8.4%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	175 (21.9%)
都市宣言	76 (9.5%)	上記以外の議決事件	216 (27.0%)
姉妹都市、友好都市提携	110 (13.8%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している800市を基準としている。

【16-6】議選監査委員の選任の廃止状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	廃止している
5万人未満 287	14 (4.9%)
5～10万人未満 247	10 (4.0%)
10～20万人未満 149	5 (3.4%)
20～30万人未満 47	1 (2.1%)
30～40万人未満 29	1 (3.4%)
40～50万人未満 21	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	31 (3.8%)

【16-7】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	15
所管委員会	10
議員	6

【16-8】監査委員事務局の設置状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 287	283 (98.6%)	1 (0.3%)	3 (1.0%)
5～10万人未満 247	244 (98.8%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 149	149 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 47	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 29	29 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 21	21 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 815	808 (99.1%)	3 (0.4%)	4 (0.5%)

【16-9】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

(令和3年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	兼務している
5万人未満 283	39 (13.8%)
5～10万人未満 244	5 (2.0%)
10～20万人未満 149	0 (0.0%)
20～30万人未満 47	0 (0.0%)
30～40万人未満 29	0 (0.0%)
40～50万人未満 21	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 808	44 (5.4%)

割合は、条例により監査事務局を設置している808市を基準としている。

【16-10】令和3年中の市議会議員一般選挙の実施状況
 (令和3年1月1日～令和3年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	市議会議員一般選挙 が行われた
5万人未満 287	62 (21.6%)
5～10万人未満 247	51 (20.6%)
10～20万人未満 149	31 (20.8%)
20～30万人未満 47	2 (4.3%)
30～40万人未満 29	3 (10.3%)
40～50万人未満 21	5 (23.8%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	1 (5.0%)
全市 815	155 (19.0%)

【16-11】市議会議員一般選挙時における候補者のビラの頒布の状況
 (令和3年1月1日～令和3年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	ビラを頒布した
5万人未満 62	55 (88.7%)
5～10万人未満 51	49 (96.1%)
10～20万人未満 31	29 (93.5%)
20～30万人未満 2	2 (100.0%)
30～40万人未満 3	3 (100.0%)
40～50万人未満 5	5 (100.0%)
50万人以上 0	0 (0.0%)
指定都市 1	1 (100.0%)
全市 155	144 (92.9%)

市議会議員一般選挙が行われた155市を基準としている。